

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたため、同法第95条の規定により公告します。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告します。

平成30年4月10日

京都市長 門川 大作

- 1 公売（入札）開始日時  
平成30年5月8日午前10時15分
- 2 公売（入札）締切日時  
平成30年5月8日午前11時00分
- 3 公売及び開札の場所  
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
京都市中京区役所 4階会議室
- 4 公売の方法  
入札
- 5 公売保証金の納付期限  
平成30年5月8日午前10時40分
- 6 開札の日時  
平成30年5月8日午前11時00分
- 7 売却決定の日時  
平成30年5月15日午前11時00分
- 8 売却決定の場所  
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521番地  
京都市中京区役所 4階会議室
- 9 買受代金の納付期限  
平成30年5月15日正午
- 10 買受人の資格その他の要件  
国税徴収法第92条及び第108条第1項該当者は、買受人となることはできません。
- 11 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利内容  
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を

受け取ることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出て下さい。

12 公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額

別紙のとおり

13 その他事項

- (1) 公売保証金を納付した後でなければ入札できません。
- (2) 公売保証金及び買受代金は、現金又は小切手（銀行又は信用金庫等の振り出した自己宛小切手で、京都手形交換所加盟金融機関を支払人とするもの。）でなければ納付できません。
- (3) 見積価額以上の入札者のうち最高価額の者を最高価申込者と決定し、その者の入札価額をもって売却決定を行います。
- (4) 最高価申込者の入札価額に次ぐ入札者に対し、次順位買受申込者制度の適用があります。この制度による場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付期限が異なることがあります。
- (5) 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。公売財産に係る危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転しますので、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は買受人が負います。
- (6) 公売財産の権利移転に伴う登録免許税その他の費用は、買受人の負担となります。
- (7) 本市は公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- (8) 落札された公売財産は、いかなる理由があっても返還又は返品できません。
- (9) 公売財産の詳細を記載した公売広報は、行財政局税務部収納対策課及び各区役所・支所内の税務センターに備え付けています。

公売財産の表示、公売保証金額及び見積価額について

1 売却区分

行財1

2 見積価額

1,360,000円

3 公売保証金

140,000円

4 公売財産の表示

(1) 土地

所 在 京都市伏見区景勝町

地 番 56番26

地 目 宅地

地 積 37.61㎡

(2) 建物

所 在 京都市伏見区景勝町56番地26

家屋番号 56番26

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺平家建

床面積 27.10㎡

以上登記簿による表示

5 公売財産の概要

(1) 公売財産は、近鉄京都線「伏見」駅から南西方へ約0.8km（道路距離）に位置します。

(2) 公売財産(1)は、間口（南側）約3.8m、奥行約9.9mのほぼ長方形地であり、幅員約3.8mの舗装私道（建築基準法上の道路でない）に等高に接面し、公売財産(2)の敷地として利用されています。公売財産(1)は舗装私道に南側の約7.2㎡を供出しているものと推定されます。

(3) 公売財産(2)の実際使用建蔽率は90%程度と、基準建蔽率60%を超過しています。

(4) 公売財産(2)の建築時期は昭和35年12月頃であり、経年相応の摩滅・老朽化が認

められますが、建物内の一部設備については、約2年前に更新、改修した旨を所有者から聴取しています。

## 6 法的規制、利用状況等

- (1) 準工業地域，指定建蔽率60%（用途地域による），指定容積率200%，20m第三種高度地区，日影規制（二），準防火地域，町並み型建造物修景地区，屋外広告物第6種地域
- (2) 公売財産(2)の玄関扉及び屋根の一部が南側私道に越境しています。
- (3) 所有者から，平成30年2月現在，所有者の親族が使用貸借により使用しているものの，契約書等は存在しない旨を，聴取しています。

## 7 その他公売条件

- (1) 境界の確定は，隣接地所有者と行ってください。
- (2) 公売財産内の動産等の処理は，所有者等と協議してください。
- (3) 公売財産は，国税徴収法第89条第3項の規定に基づき，一括換価の方法により公売します。

※ 問合せ先 京都市行財政局税務部収納対策課  
TEL：075-213-5215

(行財政局税務部収納対策課)